

# 短期集中型訪問事業 ～生活機能訪問相談サービス～

久留米市 長寿支援課

介護予防・生きがい支援チーム

# 久留米市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

高齢者計画・第9期介護保険事業計画で掲げる基本理念

住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心していきいきと

暮らし続けられるまち久留米

## 【目指すべき姿】

- ① **自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち**
- ② **見守り、支えあいの心が生きるまち**
- ③ **安全に、安心して暮らし続けることができるまち**

### 重点施策「健康づくりと社会参加の推進」

- ・健康づくりと介護予防の推進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・**介護予防・日常生活支援総合事業の充実**
- ・多様な社会参加や生きがいづくりの促進、就労機会の確保

総合事業における

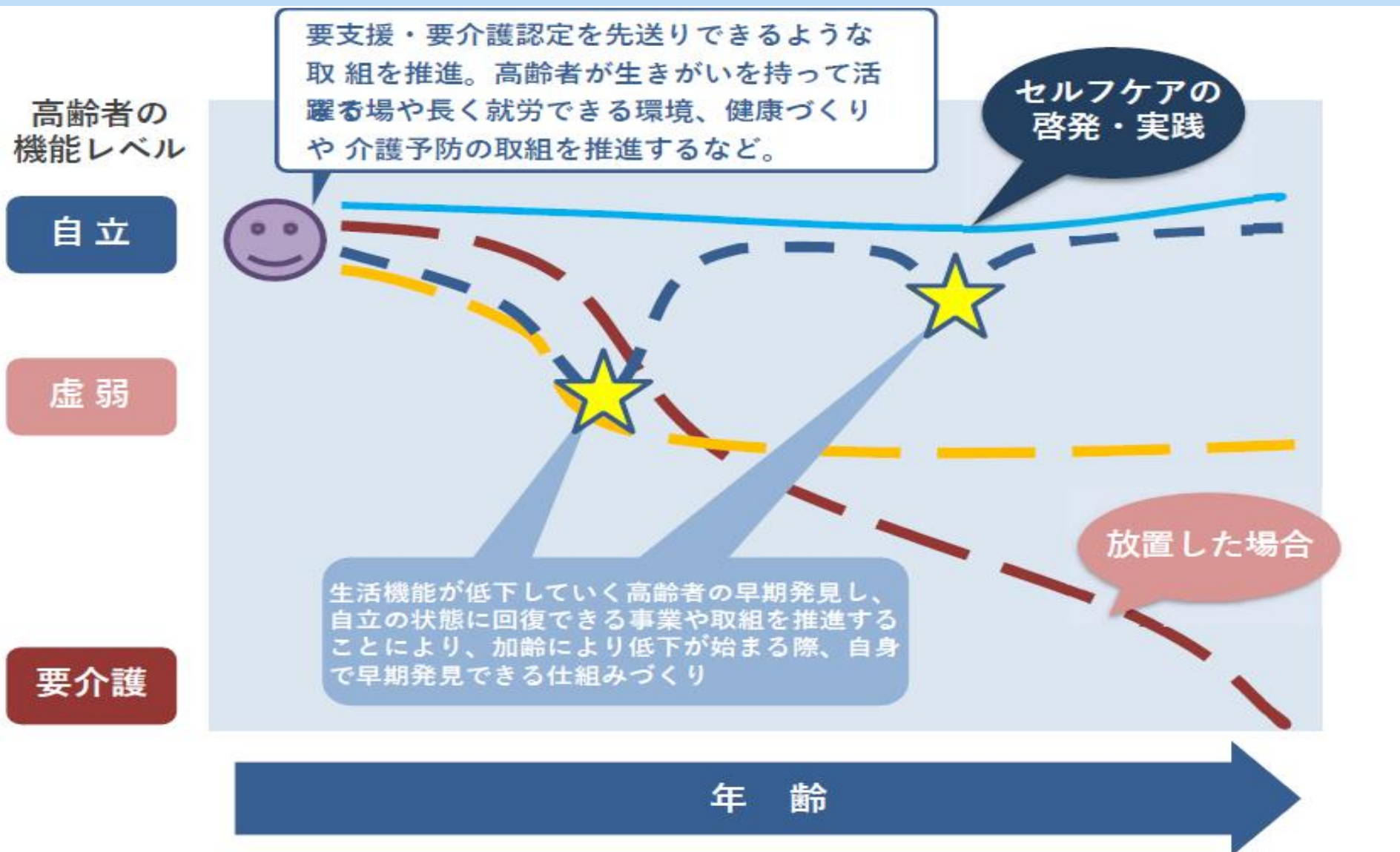
**「短期集中予防サービス」**

**を中心とした自立支援**

体制の強化

ポイント

# 高齢者の機能レベルと介護予防の必要性



# 久留米市短期集中型訪問事業の目的

対象者の生活機能の改善、日常生活における活動量の増加・維持を図るため、短期間、集中的に専門職が関わることで自己管理能力を高める。

## ≡元の生活を取り戻す！

### 【元の生活の具体例】

- ・ 介護保険に頼らずとも生活できていた頃
- ・ 自分の趣味特技で日々の生活に楽しみを感じていた頃
- ・ 社会的存在として揺るがない「個」を実感していた頃



# 短期集中予防サービスの多角的な支援

## 口腔へのアプローチ



- ・ 歯科衛生士などが支援
- ・ 口腔状態をチェックシートなどを使って一緒に確認
- ・ 関心度に合わせて自主トレーニングや生活習慣の提案を行う

## 栄養へのアプローチ



- ・ 管理栄養士などが支援
- ・ アセスメントシートを使って栄養状態を評価
- ・ 食事などの提案を行う

## 運動機能へのアプローチ



- ・ 掲示物などを確認しながら練習をする
- ・ 持ち帰り資料をもとに自宅で運動をする
- ・ 適宜、利用者が運動をしている様子を見ながらスタッフが支援する

## IADLや社会参加へのアプローチ



- ・ 生活支援コーディネーターなどが支援
- ・ 本人の興味や生活歴などをもとに地域資源の情報を提供
- ・ 地域資源を利用できるような支援

✓ 同時並行に全てのプログラムが進行



# 久留米市における短期集中型訪問事業

## 運動・嚥下機能向上プログラム (生活機能訪問相談サービス)

運動・嚥下機能低下が認められる方に、リハビリ専門職が訪問指導します。

- ①現在の身体や生活状況の確認
- ②自宅で行う自主練習の提案
- ③入浴やトイレなど、生活上の改善や工夫の提案
- ④手すりや階段など住宅環境の提案
- ⑤ご家族への助言、指導など

概ね週1回／全12回

訪問1回あたり、約60分

無料

理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士

## 栄養・口腔・生活機能向上プログラム (元気向上訪問相談サービス)

低栄養・口腔機能・気分の低下が認められる方に管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が訪問指導します。

- ①現在の生活、栄養状態、お口の中の状況確認
- ②栄養状態や口腔状態、うつ状態の改善のための提案
- ③ご家族への助言、指導など

概ね月2～4回／全5～12回

訪問1回あたり、約60分

無料

管理栄養士  
歯科衛生士  
保健師  
看護師

内容

期間

時間

料金

担当の  
専門職

# 対象者

事業対象者等（事業対象者、要支援1、要支援2）のうち、  
運動機能低下や低栄養、口腔機能低下、うつや閉じこもり傾向  
など、心身の状況のために、訪問型サービスによる介護予防の  
取り組みを行うことで自立した生活を送ることが見込まれる者。

要介護



フレイル・  
要支援者



元気高齢者



# サービス内容 1

対象者に応じて、下記の内容を組み合わせて実施する。

## 【主な内容】

- ▶ 現在の身体や生活状況の確認
- ▶ 入浴やトイレなど、生活上の改善や工夫の提案
- ▶ 自宅で行うホームワークの設定、確認
- ▶ 地域資源の情報提供 等

※ ケアプランに沿った内容を実施することとし、  
対象者に対して事前に個別サービス計画（任意様式）を作成し実施



## サービス内容 2

### 訪問回数

概ね週1回まで  
(※介護予防ケアマネジメントAによる)

### 時間

1回につき 60分程度 (移動にかかる時間を除く)

### 実施期間

3か月を基本とする  
※ただし、サービスの継続が心身機能・生活機能の改善に必須であると判断された場合には、最大6ヶ月まで継続可

サービス提供期間中は、担当ケアマネジャーとの情報共有を積極的に実施  
⇒ サービス終了時に『活動』『参加』に繋がるように!

# サービスに係る様式について

## 《 作成書類 》

- ▶ アセスメントシート 【別紙 1】
- ▶ アドバイスシート 【別紙 2】
- ▶ 提供実績報告書 【別紙 3】
- ▶ 利用者状況兼経過記録表 【別紙 4】

⇒ **委託料請求時**に、サービス提供を行った月ごとに上記の書類を  
久留米市（長寿支援課）に提出する。

※ 個別サービス計画（任意様式）を作成した月は、その控えも提出する

# 利用制限

本サービスは、**原則として1人1回のみ**利用可能。

再度利用は認められない。

※ただし、前回利用の最終日から1年以上が経過し、且つ、

次に該当する事由が発生した場合は、再度の利用を認める。

ア 住環境や家庭環境に変更（転居等）があった場合

イ 本人の身体の状況に短期間でのサービスが必要と認められる何らかの変化（2ヵ月以上の入院等）があった場合